

「指定居宅介護サービス・指定介護予防サービス」重要事項説明書（二者契約）

～短期入所生活介護～

～介護予防短期入所生活介護～

当施設は介護保険の指定を受けています。

短期入所生活介護／介護予防短期入所生活介護

（群馬県指定第1070200413号）

当事業所はご契約者に対して短期入所生活介護サービス・介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」（短期入所生活介護）、「要支援」（介護予防短期入所生活介護）と認定された方が対象となります。
要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

●目 次●

1. 事業者	2
2. 事業所の概要	2
3. 職員の配置状況	4
4. 当事業所が提供するサービスと利用料金	4
5. 苦情の受付について	6
6. 損害賠償について	10

1. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人希望館
- (2) 法人所在地 群馬県高崎市江木町1093番地1
- (3) 電話番号 027-322-4985
- (4) 代表者氏名 理事長 松澤 斉
- (5) 設立年月日 昭和27年 4月22日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定短期入所生活介護事業所・平成12年3月1日指定
指定介護予防短期入所生活介護事業所・群馬県1070200413号
※当事業所は特別養護老人ホーム希望館に併設されています。

(2) 事業所の目的

介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者に、短期入所生活介護サービス（介護予防サービス含む）を提供します。

- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム希望館
(短期入所生活介護および介護予防短期入所生活介護)

- (4) 施設の所在地 群馬県高崎市江木町1093番地1

- (5) 電話番号 027-322-4985

- (6) 施設長（管理者） 氏名 後閑 善之

(7) 当施設の運営方針

事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、契約者の心身機能の維持並びに契約者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

(8) 開設（サービス開始）年月

短期入所生活介護	平成12年4月1日
介護予防短期入所生活介護	平成18年4月1日

(9) 事業所が行っている他の業務

当事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

[通所介護]	平成12年4月1日指定	群馬県第1070200371号
[訪問介護]	平成12年4月1日指定	群馬県第1070200488号
[介護予防通所介護]	平成18年4月1日指定	群馬県第1070200371号
[介護予防訪問介護]	平成18年4月1日指定	群馬県第1070200488号
[居宅介護支援事業]	平成11年9月30日指定	群馬県第1070200124号
[配食サービス]		

(10) 通常の事業の実施地域 高崎市全域（旧群馬町・旧箕郷町・旧倉渕村および旧新町地域を除く）

(11) 営業日及び営業時間

①営業日

年中無休

②受付時間（申し込み等）

毎日：9:00～18:00 電話等により24時間常時連絡可能

(12) 利用定員 10人

(13) 居室等の概要

短期入所生活介護および介護予防短期入所生活介護サービスの利用にあたり、当事業所では以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、原則として4人部屋ですが、他の種類の居室の利用をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。（但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合もあります。）

居室の種類	人数	備 考
個室	1名	
多床室	9名	
合 計	10名	

設備の種類	室数	備 考
食 堂	3室	
機能訓練室	1室	[主な設置機器]頭上滑車、手関節回施運動器、肩関節回施運動器、運動用階段他
浴 室	3室	個浴
医 務 室	1室	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定短期入所生活介護事業所に必置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者に特別にご負

担いただく費用はありません。

※居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族と協議のうえ決定するものとします。

3. 職員の配置状況

<主な職種の勤務体制>

1. 医師	毎週水曜日 2時間
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早出（A）： 7:00～16:00 3名 早出（B）： 7:30～16:30 3名 早出（D）： 8:00～17:00 1名 普通： 9:00～18:00 9名 遅出：11:00～20:00 1名 夜勤：16:00～ 9:00 5名
3. 看護職員 (機能訓練指導員)	標準的な時間帯における最低配置人員 普通： 9:00～18:00 2名

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護サービス

また、それぞれのサービスについて、介護保険の給付の対象となるものと、ならないものがあります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①食事（但し、食材料費は別途いただきます。）

- ・当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立により、栄養並びにご契約者の身体
の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としてい
ます。

(食事時間)

朝食：7:45～8:30 昼食：12:00～12:45

夕食：17:00～17:45

②入浴

- ・入浴又は清拭を行います。寝たきりでも個浴を使用して入浴することができます。
- ・入浴又は清拭を週2回行います。

③排泄

- ・プランに基づいた在宅生活に合わせた排泄介助を行います。

④機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。

- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条、第8条第2項参照）

以下のサービスは、利用料金の金額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①介護保険給付の「支給限度額を超えるサービス」

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担となります。

②食事の材料の提供（食材料費）

ご契約者に提供する食事の材料にかかる費用です。

料金：1食あたり 朝食300円 昼食580円 夕食500円

- ・特別な食事（酒を含みます）

③レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：原則として、材料代等の実費をいただきます。

④日常生活上必要となる諸費用実費

ご契約者の日常生活上で必要なものを購入する場合があります。

利用料金：要した費用の実費

⑤理髪・美容

理容師の出張による理容サービス（調髪、顔剃、先髪）をご利用いただけます。

利用料金：要した費用の実費

※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第8条参照）

1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、現金又は振込でお支払い下さい。

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第9条参照）

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに事業者へ申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料をいただくことはありません。

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の空き状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時をご契約者に提示して協議します。

5. 苦情の受付について（契約書25条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口担当者 TEL 027-322-4985 FAX 027-322-8885

関口博之・生島香苗・最上寛史

○受付時間 9：00～18：00（電話受付24時間可）

（2）行政機関その他苦情受付機関

高崎市役所 介護保険課	所在地	群馬県高崎市高松町35-1
	電話番号	027-321-1250 FAX 027-321-1166
	受付時間	月曜日～金曜日 8：30～17：30
国民健康保険団体連合会 介護保険推進課	所在地	群馬県前橋市元総社町335-8
	電話番号	027-290-1376 FAX 027-255-5077
	受付時間	月曜日～金曜日 8：30～17：00
群馬県介護保険室	所在地	群馬県前橋市大手町1-1-1
	電話番号	027-226-2571 FAX 027-220-4320
	受付時間	月曜日～金曜日 8：30～17：30

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上5階
- (2) 建物の延べ床面積 4899.62㎡
- (3) 事業所の周辺環境 住宅街に位置し、買い物等に非常に便利。
- (4) 施設の周辺環境 同上

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

介護職員・・・ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。3名のご利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

生活相談員・・・ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。2名の生活指導員を配置しています。

看護職員・・・主にご契約者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。4名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員・・・ご契約者の機能訓練を担当します。1名の機能訓練指導員を配置しています。

医師・・・ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。2名の医師を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

(1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅介護支援計画（ケアプラン）または介護予防支援計画（介護予防プラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成するそれぞれのサービスに係る介護計画および介護予防計画（以下、「個別サービス計画」という。）に定めます。

契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

①当事業所の介護支援専門員（ケアマネジャー）に個別サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。

②①の担当者は個別サービス計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

③個別サービス計画は、居宅介護支援計画（ケアプラン）または介護予防支援計画が変更された場合、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、個別サービス計画を変更します。

④個別サービス計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

(2) ご契約者に係る「居宅介護支援計画（ケアプラン）」「介護予防支援計画（介護予防プラン）」が作成されていない場合サービス提供の流れは次の通りです。

- 居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。
- 個別サービス計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。（償還払い）

居宅介護支援計画（ケアプラン）の作成

- 作成された居宅介護支援計画に沿って、個別サービス計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付費額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

④個別サービス計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

※要介護認定を受けていない場合

- 要介護認定の申請に必要な支援を行います。
- 個別サービス計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。（償還払い）

要支援、要介護と認定された場合	自立と認定された場合
○居宅介護支援計画（ケアプラン）または介護予防支援計画（介護予防プラン）を作成していただきます。必要に応じて、居宅介護支援事業者の紹介等必要な支援を行います。	○契約は終了します。 ○既に実施されたサービスの利用料金は全額自己負担となります。
○作成された居宅介護支援計画または介護予防支援計画に沿って、個別サービス計画を変更しそれに基づき、ご契約者にサービスを提供します。 ○介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。	

4. サービス提供における事業者の義務（契約書第11条、第12条参照）

当事業所は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、ご契約者の生命、身体、生活環境等の安全・確保やプライバシーの保護などに配慮するなど、契約書第11条、第12条に規定される義務を負います。当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご利用者又は他のご利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動の制限を行いません。ただし、ご利用者または他のご利用者等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合において身体拘束等を行う場合は、次の手続きにより行います。
 - ・身体拘束廃止委員会を設置します。
 - ・「緊急やむを得ない身体拘束に関する承諾書」に身体拘束にかかる態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録します。
 - ・ご利用者又はご家族に説明しその他の方法がなかったか改善方法を検討します。
- ⑤ご利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。また、サービス提供中に職員又は養護者（ご利用者のご家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。
 - ・虐待を防止するための職員に対する研修を実施します。
 - ・ご利用者及びそのご家族からの苦情対応体制の整備をします。
 - ・その他虐待防止のために必要な措置を講じます。
 - ・虐待防止に関する責任者の選定及び措置を講じます。
 - ・必要性に応じて成年後見人制度の利用支援を行います。
 - ・介護相談員の受け入れを行います。
 - ・その他必要な措置を講じます。
- ⑥ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等必要な処理を講じます。
- ⑦ご契約者又はご家族のお求めに応じて、サービス提供記録を開示いたします。
- ⑧事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。（守秘義務）

ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約

者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

(1) 持ち込みの制限

利用にあたり、以下のものは原則として持ち込むことができません。

冷暖房器具・調理器具（コンロ・電子レンジ等）・テレビ・たんす・ペット

※その他ここで示さないものについても協議の上持ち込みをご遠慮いただくことがあります。

(2) 施設・設備の使用上の注意（契約書第13条、第14条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙

喫煙は、事業所内の喫煙スペースでお願いいたします。

(4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診療、入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

①協力医療機関

医療機関の名称	医療法人松澤会 希望館病院
所在地	高崎市江木町1120
診療科	内科・外科

6. 損害賠償について（契約書第15条、第16条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合や、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

また、サービス従事者が適切なケアを実施し、巡視、見守り、センサー設置、衝撃吸収マット設置等の対策を実施していたにもかかわらず、ご契約者の心身の事由による転倒転落事故に起因して損害が発生した場合や、サービス従事者が直接的なケアを提供していない場面において、前述の内容に該当する場合は、事業所の損害賠償とならない場合があります。

事業所として、サービス従事者をご契約者の身体状況、精神状況を考慮し、最大限の安全配慮を行ったうえで適切なケアを提供させていただきますが、事故等を100%未然に防ぐことは出来ません。専門家のご意見を聞いた結果、場合によっては損害賠償の対象にならないことをご理解下さい。

7. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日から6か月間ですが、契約期間満了の7日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に6か月間同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。

（契約書第18条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい）

（1）ご契約者から解約・契約解除の申し出（契約書第19条、第20条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約の全部又は一部を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約の全部又は一部を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②事業所の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ご契約者が入院された場合（一部解約はできません）
- ④ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合（一部解約はできません）
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑦事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

（2）事業者からの契約解除の申し出（契約書第21条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払が3か月以上遅延し、1ヶ月の催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他のご利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の一部が解約又は解除された場合（契約書第22条参照）

本契約の一部が解約又は解除された場合には、当該サービスに関わる条項はその効力を失います。

(4) 契約終了に伴う援助（契約書第18条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

令和 年 月 日

指定居宅サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

説明者職名 _____ 氏 名 _____ 印 _____

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所 _____ 氏 名 _____ 印 _____

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条及び第125条の規定に基づき、利用申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。